

乗用車の燃費解析ソフト使用管理規定

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団（以下「甲」という）が許可した乗用車の燃費解析ソフト使用許諾者（以下「乙」という）は、その乗用車の燃費解析ソフト（以下「ソフト」という）の使用に当たり、以下の条項に従うものとする。

第1条 解析ソフトの使用目的

甲は、乙からのソフトの提供申し込みを受け、その使用目的が「乗用車のエコドライブ講習の認定」である場合に許諾を判断する。

2. 乙は甲から要請があった場合、使用目的内容を確認できる資料の提出等で、甲に協力しなければならない。

第2条 サポート費用

乙は、ソフトの使用に当たりサポートが必要と判断した場合、甲の指定するサポート業者の支援を受けることができる。（平成24年6月よりサポートは中止）

2. 乙は、甲の指定するサポート業者と直接契約し、その費用を負担する。

第3条 第三者への譲渡・販売等の禁止

乙は、甲の許可なくして、ソフトを第三者に譲渡、販売等をしてはならない。

第4条 改造・複製等の禁止

乙は、甲の許可なくして、ソフトの内容を改造、複製等をしてはならない。

第5条 不正使用の禁止

乙は、甲の許可なくして、ソフトを「乗用車のエコドライブ講習」以外の用途で使用してはならない。

第6条 返却の義務

乙は、エコドライブ講習の認定を申請しない場合、あるいは認定取得後にエコドライブ講習を取りやめた場合、ソフトを速やかに甲に返却しなければならない。

第7条 損害賠償等

甲は、乙のソフト使用管理上の問題で何らかの損害を被った場合、その賠償を乙に請求することができる。

以上